

平成 28 年度食品衛生指導員 理事長表彰候補者推薦基準

1. 食品衛生指導員

当年 4 月 1 日現在において（1）の対象に該当するもので、（2）の食品衛生の向上に関する功績が特に顕著であり、かつ他の模範となる食品衛生指導員活動をしており、将来もその活動に従事する者であって、支部長より推薦される者であること。

ただし、過去において国の褒章または厚生労働大臣（厚生大臣）および日本食品衛生協会会長から食品衛生功労者として表彰されている者を除く。

（1）対 象

食品衛生指導員として従事し、在職期間が原則として 10 年以上の者

（2）功 績

過去 5 年間の年平均巡回指導延施設数が 40 施設以上で、食品衛生行政ならびに食品衛生協会の事業活動に積極的に協力、食品衛生の向上に貢献し、功績のあった者。

但し、（1）および（2）に満たないものであっても特に功績のあった者で支部長が推薦する者

（3）そ の 他

食品衛生指導員として食品営業賠償共済の加入及び「食と健康」の普及を推進している者

2. 平成 28 年度食品衛生指導員理事長表彰候補者の割当数については別表-3 を参照。

(別表-3)

平成 28 年度 食品衛生指導員理事長表彰割当数

支部名	割当数	支部名	割当数
北海道	20	鳥取県	4
青森県	5	島根県	8
岩手県	6	岡山県	5
宮城県	6	広島県	5
秋田県	5	山口県	4
山形県	4	徳島県	6
福島県	5	香川県	3
茨城県	8	愛媛県	6
栃木県	6	高知県	5
群馬県	12	福岡県	5
埼玉県	4	佐賀県	3
千葉県	8	長崎県	5
東京都	23	熊本県	7
神奈川県	9	大分県	3
新潟県	13	宮崎県	4
富山県	4	鹿児島県	3
石川県	4	沖縄県	5
福井県	3	札幌市	6
山梨県	6	仙台市	2
長野県	10	さいたま市	2
岐阜県	7	千葉市	2
静岡県	17	横浜市	4
愛知県	10	川崎市	3
三重県	10	名古屋市	3
滋賀県	4	京都市	3
京都府	3	神戸市	2
大阪	9	広島市	2
兵庫県	6	北九州市	2
奈良県	4	福岡市	2
和歌山県	5	合計	350

※食品衛生指導員理事長表彰の割当数

1) 理事長表彰枠を 350 人前後にする。

2) 各支部の割当数は営業施設数、食品衛生指導員数、各支部の年間巡回指導延施設数を勘案して各年ごとに決める。